

令和7年和光市農業委員会10月総会会議録

和光市農業委員会

令和7年和光市農業委員会10月総会日程

令和7年10月24日（金曜日）午前10時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 2番 富岡和樹委員 3番 富岡浩之委員

日程第4 提出議案 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
議案第11号 農地法第3条許可申請について

日程第5 協議事項 ①和光市農業委員会11月総会の日程について
②優良農業者表彰の審査について
③農産物共進会の実施体制について
④その他

日程第6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他

日程第7 閉 会 午前10時40分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司	2番	富岡和樹
3番	富岡浩之	4番	本多修
5番	成田真理子	6番	小寺淳一
7番	吉田成実	8番	田中和巳
9番	富澤孝子	10番	井口俊彦
11番	浪間兼三		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

○事務局（高橋） 委員の皆様、おはようございます。

かなり寒くなりましたという感じですが、体調第一に体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

では、ただいまから令和7年和光市農業委員会10月総会を開催いたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆さん、おはようございます。

一雨ごとに季節も進み、秋の収穫も近い今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

本日も全ての議事運営に務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年和光市農業委員会10月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、2番、富岡和樹委員、3番、富岡浩之委員を指名します。

◎提出議案

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

被相続人、和光市新倉二丁目**番**号、A。相続人、和光市新倉二丁目**番**号、B。土地表示、和光市新倉二丁目**番**、**番**、**番**、**番**、**番**、**番**、和光市新倉八丁目**番**。

地目、登記簿で上から畑、山林、畑、山林、畑、畑、田、現況は全て畑です。面

積、上から全て単位は平方メートルで1,483、190、2,492、1,064、1,530、1,859、341、合計8,959平方メートルです。

相続開始年月日は、令和7年1月7日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特例措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は2つありまして、1つ目が被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるBさんからの申請です。

被相続人のAさんは、昭和20年3月26日に出生し、令和7年1月7日79歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。

相続人、Bさんは、Aさんのご子息で、現在42歳、年間農業従事日数は300日です。

今回申請された農地は7筆で、市街化区域と市街化調整区域にあります。現在の農地の状況は、本多委員にご確認をいただきました。

写真資料1の1から3の写真をご覧ください。これらが申請地の写真になります。

Bさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第10号は4番、本多委員に現地確認をしていただいておりますので、本多委員から現地確認の報告をお願いします。

○本多委員 私のほうで現地確認をしてきました。

まず、その一部その広い部分ですね、新倉二丁目の、こちらが現状が地形がすり鉢状になってまして、ある程度管理はされています。それでちょっと写真だと枯れた草がありますが、これに関しては耕してしまうと下の住宅に土が流れてしまうということがありますので、やむを得なくこの状態にしています。

もう一つの畑のほうですが、こちらのほうは管理されているということで、問題ないと思っております。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、質問がないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第10号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎提出議案

議案第11号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 続きまして、議案第11号 農地法第3条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 議案第11号、議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

譲受人、板橋区赤塚二丁目**番**号、C。譲渡人、八王子市南大沢三丁目**番地**、D。

譲受人の経営状況、耕作地4,422平方メートル、貸付地6,389平方メートル。対象地の土地表示、下新倉四丁目**番**、登記簿、畑、現況、畑、面積403平方メートル。

目的は、農業経営の規模を拡大したいためとなっています。

なお、今回対象となっている下新倉四丁目**番**の農地は、譲受人であるCさんの農地に囲まれるような形で一体となっております。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、Dさんが所有する農地を和光市内農家のCさんに譲り渡すための申請です。

許可要件の整合性についてですが、まず譲受人が貸し付けている農地を除いて全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Cさんが耕作している農地を本多委員にご確認いただいております。

写真資料の3から6番をご覧ください。

3番が申請地、4から6番が耕作地の写真となっています。

農機具の保有状況としましては、トラクター2台、耕運機3台、噴霧器2台を保有してい

ます。

農業の技術面につきましては、Cさんご自身が農作業従事歴20年、Cさんの妻、Eさんが15年、Cさんの母、Fさんが60年となっております。

労働力としましては、Cさんは年間従事日数48日、Cさんの妻、Eさんが24日、Cさんの母、Fさんが120日、世帯として192日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件につきましては、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回一体となっている農地がご自身の所有であるため、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はない見込みです。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第11号は4番、本多委員に現地確認をしていただいておりますので、本多委員から現地確認の報告をお願いします。

○本多委員 私のほうで現地確認をしてみました。

作付してある部分が畑、それとあと管理、作付はまだしてないという管理のみしている畑、両方とも適正に管理等をされていると思います。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

すみません、私からよろしいですか。

事務局に質問なんですけれども、譲渡人のDさんというのは、八王子にお住まいなんですけれども、ご親族の方なんですか。

○事務局（内藤） 叔母に当たる方だと聞きました。

○新坂議長 また、もう一つなんですけれども、今日現地確認の本多委員からの報告並びに写真資料を見るまではよく存じ上げてなかったのだから分らないんですけれども、年間従事日数でみると果たしてこれだけの面積ちゃんと管理されているのかなというのがちょっと議案書だけ見ると疑問に思ったんですけれども、本日本多委員からの報告並びに今写真を見て適正に管理しているんだなというところは見てとれました。

皆様、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

8番、田中委員。

○田中委員 Cさんは同じ地区の方なんですけれども、まだこの方今年齢60歳ぐらいなのかな。お勤めはされているんですけれども、よくお休みの日にトラクターで耕うんされているのは見ますので、問題はないのかなと、いつもきれいにされていると思っています。

○新坂議長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第11号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会11月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項①和光市農業委員会11月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 協議事項①令和7年和光市農業委員会11月総会の日程についてですが、11月25日火曜日午後4時からを提案させていただきます。場所は5階の502会議室です。

なお、12月総会につきましては、12月25日木曜日午前の開催を予定しております。現在のところ、午前10時から第一委員会室を確保しています。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

11月総会の日程ですが、11月25日火曜日の午後4時とのことですが、皆様いかがでしょうか。

○富澤委員 すみません、欠席です。

○新坂議長 ほかにどうでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、11月25日火曜日午後4時から、場所は5階502会議室でお願いします。

また、12月につきましては、25日木曜日の午前10時の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、ないようですので、このような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②優良農業者表彰の審査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②優良農業者表彰の審査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 資料2をご覧ください。

今年の優良農業者表彰の対象者につきましては、先月の総会で決定した6名の委員から受賞意思ありとの確認がとれています。

この後、受賞決定者に表彰式への出席案内の通知を送付する予定です。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様からご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、事務局から受賞者決定者への案内の通知の発送をお願いします。

◎協議事項

③農産物共進会の実施体制について

○新坂議長 続きまして、協議事項③農産物共進会の実施体制について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 共進会当日のスケジュールと役割分担についてご説明いたします。

資料3番のローテーション表とあと併せて参考に資料5番が過去の共進会の写真になっていますので、併せてご参考にしてください。基本的には流れは去年と全く同じとなる予定です。

す。委員の皆様には8日の土曜日の午前中の会場設営・農産物の搬入と陳列、9日につきましては、展示会・表彰式・即売会についてご協力をお願いすることとなります。

注意点としましては、土日とも市役所の駐車場が使用できませんので、自家用車以外の方法でご来場お願いいたします。

なお、7日金曜日に事務局のほうで備品や資材など事前搬入、養生シートの設置を行う予定です。

8日土曜日からが皆様のご出席となりまして、8時45分頃サンアゼリア小ホール正面入り口に集合していただきます。簡単な挨拶の後、小ホール内の会場設営を行います。イベント業者が市民広場側からテーブルを入れてきますので、全員でテーブル等を運び入れ、テーブルにクロスを張り、設営していきます。

資料3のローテーション表をご覧ください。

9時半頃から皆様の役割の分担が分かれていますので、9時25分頃に各持ち場についていただきます。各持ち場の内容は昨年と同様ですが、簡単に説明いたします。

運搬・荷造り、搬入に来た支部長の軽トラから荷物を受付台まで運び、段ボールを外したり必要のない紐など取り除いたりして陳列できる状態にしていただく作業になります。

受付、受付台に運び込まれたものの荷札を確認して出品表と照合し、荷札の出品者控えの部分を切り離して支部長に渡す作業となります。

陳列、受付と荷造りが終わったものを代車で小ホールへ運搬し、テーブルに並べていただく作業になります。品目ごとの配置図をお配りしますので、参考にしながら陳列をお願いいたします。

ローテーション表の各持ち場の分担については、目安としていただき、当日の状況次第で人が足りていなような場所に適宜ヘルプに回っていただくなど柔軟に対応していただく予定です。

搬入が全て終わりましたら11時頃から出品物の規格の最終確認と荷札の審査台帳を切り離し、品目ごとに束ねる作業になります。こちらは全員で行います。

一連の作業が終了次第、昼休みとなります。小ホールの裏の楽屋にお弁当を用意する予定ですので、午後に行う審査委員でない方はここで食事をとっていただいた後、解散となります。

昼休みが終わりましたら12時20分から審査委員会が始まり、こちらは新坂会長と浪間代理に審査委員を務めていただきます。その後、13時頃から審査会になります。

8日土曜日の説明は以上です。

続いて、9日目日曜日ですが、農業委員の皆さんは9時に小ホールホワイエに集合をお願いします。ホワイエは入り口を入ったロビーのところですよ。

挨拶と説明の後、9時20分までに各持ち場についていただきます。

市民まつりは9時半から開始し、共進会の展示会も同時に開始します。

その後10時から即売会の整理券配付を行います。

同じく10時前頃から表彰式の受賞者の案内をお願いいたします。受賞者は10時前に小ホール前の市民まつり本部前にお越しいただくよう案内していますので、いらっしゃいましたらステージ前に並べたパイプ椅子までご案内をお願いします。

また、11時半頃までは小ホールで出品農産物の展示会がありますので、小ホール内の警備や案内などの対応を行っていただきます。

10時10分から表彰式が始まります。新坂会長は農産物共進会実行委員長としてステージに上がっていただきます。

12時から小ホールで即売会が行われます。この際の分担もローテーション表をご覧ください。主な役割としては入り口とホワイエでの来場者の列整理、籠渡し、レジ係の補助や購入者の列整理、小ホール内では会場の警備や陳列野菜の整理、来場者への案内対応があります。

なお、日曜日についてもローテーション表は目安としておりますので、状況を見ながら適宜交代で追加で休憩などを挟んでいただいても大丈夫です。

即売会は15時までとじていますが、売り切れ次第終了となり、去年は1時間程度で完売しました。終わりが見えてきましたら手の空いた方から片づけを行っていただき、最後に集合して挨拶の後、解散となります。解散は午後3時半から4時頃の予定となっています。

全体的には昨年と流れは大きく変わらないと思いますが、当日は予定表どおりいかない部分も発生するかもしれませんので、事務局としても臨機応変に対応してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、共進会当日の体制について、皆様からご意見、ご質問はありますか。

11番、浪間代理。

○浪間代理 プリントのほうの一番下の16日、17日というのは。

○事務局（内藤） 8日、9日の誤りです。失礼しました。

○新坂議長 ほかにご意見、ご質問等ありますか。

7番、吉田委員。

○吉田委員 すみません、8日の土曜日にちょっと法事が入ってしまったので、参加できません。申し訳ないです。9日はスケジュールどおり参加します。

○新坂議長 分かりました。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

また何か後で聞きたいことがありましたら事務局のほうまで問合せください。

それでは、当日はこのような体制でお願いいたします。

◎協議事項

④その他

○新坂議長 続きまして、協議事項④その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項④その他については、3点ございます。

資料の4番をご覧ください。

1点目につきましては、和光市農業委員会聴聞規則について、行政手続法が改正され、条にずれが発生したことで、黄色マーカーの部分の「及び第4項」という部分が追加されました。内容自体に変更はありません。

2点目ですが、同じく資料4の2枚目の様式1をご覧ください。

和光市農業委員会委員の選任に関する規程を一部改正して、推薦者の押印、推薦を受ける者の推薦を受けることの同意の押印を行うこと、それと3枚目の様式2については、応募者の押印、応募者の調査及び確認の同意の押印の削除、また最後のページの裏面の応募者の写真添付について、様式1の推薦書には推薦を受ける者の写真添付が必要ないことに併せて写真添付を省略しております。

3点目につきましては、資料番号がついていないんですけども、埼玉県女性登用促進研修会の開催についてというものがきておりまして、ここに書かれているとおり令和7年11月5日に研修会がありますので、もしご興味ありまして参加したいという方がいらっしゃいましたら29日まで事務局のほうにご連絡ください。

協議事項その他について説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 議案書の6ページから14ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が5件となっており、現地の状況は写真資料の7番から12番となっていますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 今月の活動の共通事項については、写真資料13番をご覧ください。

本日24日の農業委員会10月総会です。その他個別に農地パトロールや現況確認をしていた方はその旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、ないようですので、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 諸報告③その他ですが、1点ございます。

農家だよりについては、資料3番をご覧ください。

表面は共進会について、スケジュール、出品方法などについて掲載しております。裏面には搬入場所です。生産緑地のあっせんの記事を掲載、最後に飛び入り参加希望者のために出品規格表を再掲をしています。

以上、諸報告について説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何か全体を通して何かありますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

◎閉会

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上とします。

本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会10月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時40分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員